

第105回産業統計部会 議事結果

1 日時 令和3年5月19日(水) 10:00~12:10

2 場所 遠隔開催(Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂(部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和(株式会社農林中金総合研究所 主任研究員)

【審議協力者】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局(総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

- 令和3年4月22日の統計委員会において、本調査について諮問した際に委員から示された意見について共有した後、審査メモに沿って、調査の重点化、調査事項の見直し等及び標本設計の見直しについて審議が行われた。
- 審議の結果、調査の重点化及び標本設計の見直しについては、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議することとされた。また、調査事項の見直し等については、おおむね適当とされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 調査の重点化(ロングフォーム・ショートフォームの導入)

- ・ 副業的経営体は大規模な経営をしている者が少なく、所得が高い者が少ないと説明されているが、資料3の3ページの表を縦で見ると、経営耕地面積が10ヘクタール以上の者の約20%が副業的経営体とみることにもできる。また、所得についても、4ページの表では65歳未満の情報が出ておらず、65歳以上の農業所得について500万以上が少ないということだけでは、全体との比較ができず不十分である。副業的

経営体で大規模経営が少ないという認識は正しいのか。農林業センサスで耕地面積が把握されているなら、なぜ耕地面積等の経営規模ではなく、所得のうちの農業所得の比率や65歳という年齢規模で考えたのか改めて説明してほしい。

⇒ 詳細項目については、安定的・継続的に農業を経営する農家をオールジャパンで確認しないと行けないと考えるが、「担い手」の数字的定義はないため、例えば、経営改善計画を立てた者が、どのような経営をしているのかなどを考えて、「担い手」と整理している。これを統計的に継続して確認して行くにはどうすればよいか検討したところである。

面積や所得も1つの指標ではあるが、これは年々変化するものと捉えている。本調査は5年間継続して協力をいただく調査であるため、農林業センサスの指標である主業、準主業及び副業で線引きを行った。

また、詳細項目を調査する農家は「担い手」と考えており、「担い手」を把握するのに、面積や所得が望ましいのか、情報を追加し、次回の部会で示したいと考えているが、原案に代わる適切な指標があれば、採用していきたいと考えている。現案は、当省としてのセカンドベストの結論として提案しているものである。

- ・ 所得に占める農業所得の比率については、現在6次産業化などの背景もあり、農業を営む者が農業以外の加工業なども営んでいる場合、農業所得が低い場合もあり得る。農林業センサスの情報を、もう少し使ったサンプリングもあるのではないか。

⇒ 農業生産関連事業を積極的に行っている者は総所得に占める農業所得の割合が低くなるのではないかという指摘については、令和元年調査結果でも検証したところ、本調査として3,500客体を調査する中、農業生産関連事業に取り組む経営体は70~80客体程度であり、また、その8割は農産加工で、農家民宿、農家レストラン等は、ほとんど出現しなかった。

このため、本調査で農業生産関連事業の詳細を把握するのは馴染まないと考え、本調査より正確に把握ができる6次産業化総合調査で農業生産関連事業の実態を捉えることとし、本調査での調査事項を縮減したところ。

- ・ 60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない方で区切った際、どれほどのサンプル数があって、どれくらいの調査負担軽減の効果があるのか示してほしい。

また、高齢だと調査期間である5年以内で調査から脱落しやすいなどの情報はあるか。

- ・ 現案では、副業的経営体については、65歳をメルクマールとしているが、70歳でも10ヘクタール以上で経営している場合もある。今後も継続して区分する指標として年齢が適切かについては疑問。

- ・ 調査票の区分については、2つのポイントがあると考えている。一つは「担い手」の定義の問題であり、もう一つは、どの調査対象に対して、どの調査事項の回答を不要とするのか、といったデータの質の問題である。

「担い手」の定義の問題については、農林業センサスではどの条件が当てはまれば経営として把握するべきとしているかなどを参考に、本調査としての定義を作れないのか検討した方がよい。

調査事項の問題については、現状検討されている貸借対照表等の財務や資産のデータを詳細項目にするよう考えるのであれば、青色申告ベースのものを経営管理ソフト等で残している者は、その項目を転記できるため、ショートフォーム・ロングフォームという形で分けずに、オンラインで取れる仕組みにしてしまう方が効率的という考え方もある。現状、この整理で適当としていることについて、しっかりと説明してほしい。

- ・ 安定的継続的な「担い手」を捉えるのが目的ということだが、継続的に収益を上げている経営体を指しているのかなど、何を安定・継続と考えているかについて考える余地がある。
- ・ 基本項目は、これまで同様、全ての報告者から回答を得るので母集団復元できるが、詳細項目はこれまでと違って、主業及び準主業のみから回答を得る事項となるので、集計する範囲が質的に異なるし、統計に断層が生じたり、母集団復元が難しいと考える。

(2) 調査事項の見直し等

① 調査事項の変更

- ・ 調査の見直しに当たり、調査実施現場の意見をアンケートで確認したとのことだが、もっと専門家等のユーザーに意見を聞いた方が良いのではないか。
⇒ 本調査は行政のための統計という認識が強く、行政機関における利用に主眼を置いているが、今後は二次利用の観点からも意見を把握して参りたい。
- ・ 資料3の12ページに営農類型別に詳細な農業モデル分析を行っている旨の記載があり、モデル分析によって、どのようなデータニーズが出ているのかについて、重点化の議論との関係も含めて説明してほしい。営農類型別に基準が違うということであれば、営農類型別に重点化の基準の作り方もあるかと思うので、経営モデル分析の方からも検討してほしい。
- ・ スマート農業技術の活用で調査票に記入する以外の方法で回答することを可能とし、負担軽減を図りたいということだが、将来的に、会計ソフトのデータをそのまま利用できる仕組みができる目処があるのであれば、それにより報告負担が抑制できるので、貸借対照表に関する事項など、今回、「詳細項目」としている事項の一部を「基本項目」と位置づけ、全ての報告者の回答事項として残しておく選択肢もあるのではないか。
⇒ 先日確報が公表された農林業センサスにおいても、データを活用した農業を行っている経営体は2割弱ということで、紙ベースで記録するのが主流と考えてい

る。令和4年以降の本調査においても、紙ベースでの調査が主体になると考えており、その中でどう負担軽減していくか考えなくてはならない。

一方、スマート農業を推進していく中で、デジタル化が当たり前となった場合、会計ソフト等のデータをそのまま調査票に取り込んでいくことができるのではないかと考えているが、システム化がこの2、3年で急速に普及することは難しいと考えており、今回は、調査負担軽減に主眼を置いて削減する申請とした。

② 調査項目へのプレプリントの実施

- ・ プレプリントについて、中身を見ると詳細項目に絡むところが多いと思う。調査開始時に65歳未満の主業又は準主業の経営体が、その後、65歳を超えて副業的経営体になった場合、プレプリントの対応はどうなるのか。
⇒ 基本的には、前年の記載をプリントすることになるので、区分が変わった際は、共通の調査事項のみがプリントされることになる。

(3) 標本設計の変更

- ・ 調査票ごとに調査の対象が異なるので、報告者の選定手順において、主業、準主業と副業の区分で層分けするのが一般的ではないかと考える。実態として、副業的経営体はかなり多いので、一定の規模があるため標本が確保できそうということで支障ないという判断なのか。
- ・ これまでは、どの報告者に対しても同じ調査票を配り、自然体で確認したら農林業センサスと同じ比率になっていたと思うが、今回は、調査票の中身が変わり、副業的経営体の方が、調査負担が小さくなるため、可能性として回収率が高くなると思われるが、サンプリングした後に回答が得られない場合にサンプルをどう補完しているのか。副業的経営体の方が多く回答してもらえている実績が出れば、これまでの傾向と違うものが確認できるのではないか。
⇒ 目標精度の指標として農業所得を指標に標本設計しており、母集団である農林業センサスには販売金額(農業粗収益)の概念でサンプルサイズを決定している。
今回、調査の内容として、まずオールジャパンでどのような所得構成になるかを見たときに、農業所得、農業粗収益、農業経営費という項目は、基本項目として、全ての報告者から回答を得るため、基本的な標本設計は変わらないと考えている。
なお、本調査で集計する平均値は、農林業センサスを基に復元推計しているので、回収率は直接的に調査結果に影響しないと考えている。
- ・ 調査対象経営体の区分は、調査員が経営体に接触するときに確認し、渡す調査票を決めるものなのか。それとも何らかの事前情報を元に配り分けするのか。
⇒ 農林業センサスの名簿情報で各区分をとらえているので、これを一次的な情報として調査票の配り分けに利用する。また、調査開始前に報告者に調査内容を丁

寧に説明することとされており、この説明に併せて確認することとなる。

- ・ 農林業センサスの時点で、60日以上従事している65歳未満の者がいるかどうかを把握できたとして、調査時には変わっている可能性があるが、どのようなルールで実施するのか検討しないといけないのではないか。

⇒ 本調査は、基本的に期首で調査対象を把握している。調査開始前に調査内容を説明する際、そこで主業・準主業を把握して判断することを基本としているが、次回の部会までにルールについて考えて提示したい。

- ・ 目標精度や報告者数の見直しの考え方については、継続している調査の問題であり、現状において必要とされている精度をおおむねクリアしているとのことであれば、標本設計の見直しや新たな目標精度を立てる必要もなく、今回の変更は、標本の最適化や目的にかなった手直しをしているのではないかと思う。

ただ、調査票の配り分けのルールについては、調査の重点化に関する事項とともに、次回、更に説明をお願いしたい。

6 今後の予定

次回部会は令和3年6月9日（木）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年5月26日（水）に開催予定の第164回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）